

低圧電力 実施要綱

[特定送配電事業供給地点内小売供給]

2024年5月1日 実 施

KATSU-DEN

葛尾創生電力株式会社
KATSURAO ELECTRIC POWER

低圧電力
実施要綱
目次

I 本則	1
1 適用条件	1
2 契約期間	1
3 供給電気方式, 供給電圧および周波数	1
4 契約負荷設備	2
5 契約電力	2
6 料金	3
7 その他	4
附則	4

I 本則

1 適用条件

この低圧電力実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、当社が、電気事業法第2条第1項第12号に定める特定送配電事業により、電気事業法第2条第1項第2号に定める小売電気事業において電気の小売供給をするときのうち、低圧で電気の供給を受けて動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、当社との協議が整った場合に、電気標準約款（以下「標準約款」といいます）とあわせて適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 契約期間

契約期間は、標準約款7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。

ただし、契約期間満了に先だって、原則として他の実施要綱に規定する需給契約に変更することはできません。

3 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルト周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボ

ルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

4 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定させていただきます。

5 契約電力

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

イ 新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12か月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

ロ 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

ハ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12か月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12か月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降

の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)イ(ロ)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ただし、電力量料金は、標準約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費調整額をそれぞれ差し引いたものまたは加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワット	1,170円80銭
------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

夏季	27円09銭
その他季	25円64銭

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって標準約款別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(4) そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

7 そ の 他

(1) この実施要綱に定めのない事項については、標準約款によります。

附 則

1 この実施要綱の実施期日

この実施要綱は、2024年5月1日から実施いたします。